

子どもの貧困対策の推進

1 子どもの貧困対策に当たって

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年号外法律第64号）では、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、子どもの貧困への対策を総合的に推進することが定められています。

本市においては、この法律に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

2 主な取組

取組1 教育の支援

家庭環境や経済状況に左右されず、子ども一人一人がその個性と可能性を伸ばしながら成長できるよう、乳幼児期の教育・保育の確保をはじめ、学習環境の支援や子どもの学び意識の向上を図るとともに、教育の機会均等を確保します。

- こども園等での質の高い就学前教育・保育の提供（2-2-②）
 - 保育所・こども園の教育・保育の無償化
 - 高齢者施設の訪問など、交流・体験の機会の創出
 - 子どもの育ちと学びをつなぐ幼保小接続カリキュラムの編成・実施
 - 保護者の不安軽減のための相談などこども園での子ども・子育て支援事業
- 体験学習の推進（3-2-①）
 - 放課後児童クラブにおける学習習慣の定着や体験学習機会の創出
- 家庭・学校・地域の連携による教育力向上の推進（3-3-②）
 - 青少年育成竹原市民会議による青少年健全育成啓発活動
 - 子育てに関して保護者同士が語り学び合う「『親の力』をまなびあう学習プログラム」の実施
- 支援が必要な子ども・家庭への支援（4-3-③）
 - 児童生徒が自分の力で問題を解決するためのスクールソーシャルワーカーによる支援
 - ひとり親家庭等の小学1年生から中学3年生を対象にした学習支援
 - 小学校等への就学が困難な者への就学援助制度
 - 大学等への修学が困難な者への奨学金の貸与

取組2 生活の安定に資するための支援

経済的に困難な状況にある子どもやその家族が、日常の生活において心理的、社会的に孤立し、一層困難な状態に陥ることがないように、相談支援の充実を図るとともに、すべての子どもが健やかに成長できるよう支援します。

- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援（1-3-①）
 - 妊産婦への妊娠期に応じた相談や訪問による支援
 - 若年層や外国人など、特に支援が必要な妊産婦への個別の支援の充実
- 安心して出産できる体制づくり（1-3-②）
 - ホームページによる市内外の妊婦健康診査や分娩取扱施設の情報提供
 - 健診医療機関及び分娩医療機関との連携、情報共有
- 妊婦と胎児の健康保持・増進への支援（1-3-③）
 - 妊婦健康診査費用の一部助成
 - 妊婦健康診査等支援事業
 - あかちゃん講座の開催など出産・子育てに必要な知識の普及
- 子どもと母親の健康増進（2-1-①）
 - たけはらっこネウボラの相談・訪問等の支援
 - 乳幼児期の定期的な健診への助成
 - 育児・心理・栄養・歯科などに関する相談事業
 - あかちゃん講座の開催など子育てに必要な知識の普及
- 予防接種の促進と小児救急医療の相談体制の利用促進（2-1-②）
 - 看護師や保健師による小児救急電話相談（#8000）や救急相談センター広島広域都市圏（#7119）の周知
 - 日本脳炎など定期予防接種への支援
- 食育の推進（2-1-④）
 - 保育所等での調理体験・栽培体験、保護者への給食試食会等の開催
 - 離乳食、幼児食教室など食に関する教室
- 保育人材の確保と多様な保育ニーズへの対応（2-2-③）
 - 保育士・保育教諭の量的確保と資質の向上
 - 子育て支援体制の充実
 - 多子世帯の保育料の負担軽減
- 支援が必要な子ども・家庭への支援（4-3-③）
 - こども園等、放課後児童クラブの入所や市営住宅への入居の優先的な取扱いの実施
 - 家庭相談員による相談、訪問事業
 - 子どもや妊産婦等の相談・訪問等支援業務の拠点となる子ども家庭総合支援拠点設置
- 教育・保育の量の見込み（事業量の見込みと確保方策）
 - 教育・保育の量の見込みに基づく提供体制の確保

取組3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

経済的に困難な状態を克服し、生活の安定を図るためには、保護者が働いて収入を得ることが第一義的に求められます。そのため、保護者の安定的な就業につながる支援や再就職へのサポートなど、経済的に自立した生活が送れるよう支援します。

- 雇用の確保と働き方改革の推進（4-1-①）

- 雇用におけるミスマッチ解消のための市内企業の就職セミナーの開催
- 市内企業等に対して働き方改革についての講演会の開催
- 事業者の「次世代育成支援一般事業主行動計画」策定に向けた啓発活動

- 女性の活躍の推進（4-1-②）

- わーくわくママサポートコーナーとの共催による女性の就労支援の促進のためのセミナー
- 広報誌やホームページ等を利用した制度の周知や啓発
- 職場におけるポジティブ・アクションの推進等、事業所に対する啓発

- 支援が必要な子ども・家庭への支援（4-3-③）

- 家庭相談員による就業情報提供や相談支援
- 高等職業訓練促進事業給付金の支給
- 自立支援教育訓練給付金の支給

取組4 経済的支援

経済的な支援については、親の健康状態や就労状況にかかわらず日々の生活を安定させる観点から重要です。そのため、生活基盤の安定に向けた各種手当、助成や貸付けなど諸制度を活用した適切な経済的支援を行います。

- 乳幼児等医療費への支援（2-1-③）

- 乳幼児等医療費助成事業

- 支援が必要な子ども・家庭への支援（4-3-③）

- 母子父子・寡婦福祉資金貸付金による就学支度資金、修学資金等の貸付
- 自治体提携融資の実施（民間金融機関、大崎上島町と連携し、市町内在住者及び在勤者を対象としたローンの実施）
- ひとり親家庭等医療費の助成

3 指標

内容	平成 30 年度	令和元年度	令和6年度
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学者の割合（進学人数/対象人数）	1 / 1	—	進学希望者の全員進学
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退者の割合（中退人数/対象人数）	1 / 3	—	中退者0人
18 歳未満の子どものいる世帯のうち、生活困窮者自立支援相談により就労した者の割合	確認中	確認中	支援したものがすべて就労
母子・父子自立支援員の支援により就労した者の割合	支援件数3 就労件数2	支援件数5 就労件数4	支援したもののすべての就労を目指す
ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）（9/1 時点）	—	88.29%	100%に近づける
ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）（9/1 時点）	—	71.42%	100%に近づける